

第 12 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成28年8月29日(月)

熊谷市農業委員会

第12回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年8月29日(月)午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年8月29日(月)午前10時5分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 15名
- (2) 欠席数 4名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	出	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	欠	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	欠	菊 地 修一郎	19	欠	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
おがバー 会長 茂木 友秀					

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画について
- 議案第 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定
について

報告事項

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項 (5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第12回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、1番堀重明委員、9番菊地修一郎委員、15番閑野高広委員、19番大澤芳明委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいでしょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長

議長一任の声がありましたので、11番塚田とよ子委員、12番鈴木吉明委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第12回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について

以上、5議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1の案件につきましては、平成28年8月2日、木部委員、根岸委員、事務局の渋澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保

有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は、軽量鉄骨造・農業用物置、既設1棟です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

申請のきっかけとしましては、所有の農地を確認したところ、農地法の手続きを取らずに農業用倉庫として利用していたことが判明したため、是正するものです。

議案番号2は、農地区分は1種農地、農振除外は平成27年12月8日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物は、住宅が既設1棟です。敷地拡張後の面積は、1801.18㎡です。周囲は一部既設の石垣がございます。

議案番号3は、農地区分は1種農地、農振除外は平成27年12月8日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。議案番号2と3の申請のきっかけとしましては、申請人が所有農地を確認したところ、所有農地の一部を農家住宅敷地の一部

と牛舎への進入路として使用していたため、是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲はのり面仕上げの計画でございます。

議案番号2は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル252枚、発電出力は49.5kwです。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と新設のネットフェンスの計画でございます。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は新設の鉄筋コンクリート擁壁の計画でございます。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は新設の鉄筋コンクリート土留めの計画でございます。

議案番号5は、農地区分は1種農地、農振除外は平成28年5

月26日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建の建売住宅が2棟です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は既設のコンクリートブロック土留めがございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号514から537の24件であります。

総筆数は54筆、総面積は70,470㎡で、田は48筆63,184㎡、畑は6筆7,286㎡、賃貸借は29筆37,338㎡、使用貸借は25筆33,132㎡です。設定の期間は、3年未満が4筆6,987㎡、3年以上6年未満が39筆51,677㎡、6年以上が11筆11,806㎡です。設定の区分は、再

設定の計画が8件13筆、21,080㎡、新規の計画が16件、41筆49,390㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、認定農業者の借り受けは、15件で45,525㎡となっており、全体の62.5%となります。

上記以外の担い手の借り受けは、9件で24,945㎡となっております。

以上、24件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画のについて、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について、ご説明いたします。

熊谷市農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないこととします。別段の面積は埼玉県農業会議からの通知により、下限面積を引き下げない場合においても、毎年設定の必要性を検討するよう求められています。

耕作目的で農地を取得する場合は、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、農地法第3条第2項第5号において、

許可要件の一つとして耕作農地の下限面積が定められています。下限面積要件は、経営面積があまりにも小さいと生産性が低くなり、農業経営が効率的に行われなことから、取得後の経営面積が50アールに達しない場合、原則許可はできないとするものです。ただし、平成21年の農地法改正で、農林水産省令で定めるところにより、地域の平均的な経営規模が小さく下限面積が実情に合わない場合や新規就農を促進する観点から、農業委員会の判断で10アール以上50アール未満の範囲内で別段の面積を引き下げることができることとされました。

農地法施行規則第17条第1項で、平均的な経営規模が小さい地域等において、50アールという基準が実情に適さない場合、また、同条第2項で、高齢、兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないなど、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会が独自に市内の全部又は一部において下限面積を引き下げ、別段の面積として設定できます。

議案書の22ページをお開きください。本市においては、平成22年の農林業センサスによると、平均経営耕地面積は1.4ヘクタールであり、経営面積50アール未満である農家の数は、農地法施行規則第17号第1項第3号で定められた基準である、経営体総数の40%を下回っています。また本市の遊休農地は、平成27年度が70ヘクタールで、過去3箇年において全農地の約1パーセントで推移しています。担い手への農地の利用集積面積は1,260ヘクタールであり、集積率は平成25年度が24.53%、平成26年度が25.09%、平成27年度が21.84%と一定水準を維持しており、経営規模拡大意欲の高い農家が多いと言えます。

こうした農地の保有状況及び利用の状況から、本市においては別段の面積を設定する必要性は低いと考えられます。平成23年度以降、別段の面積は定めないこととしてきており、今年度においても、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積は設定しないこととします。

なお、ご参考として別段の面積を設定している近隣の市町村の例としては、全域指定が滑川町が40a、秩父市が30a、一部地域に設定が、小川町が30a、寄居町が30aなどが挙げられます。

以上、本年も農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないこととして良いか、よろしくご審議の程お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、地域内及び全体を通して、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

夏目委員 1点だけ、お尋ねいたします。議案書の22ページで平成27年度の農地の利用集積率が21.81%と低くなっていますが、何か理由があるのですか。集積率は全農地に対する利用権設定面積として理解してよろしいですか。

事務局 全農地に対する集積率ということになっております。

夏目委員 平成25年度が24.53%、平成26年度が25.09%、平成27年度が21.84%と4%ぐらい下がっていますが、そういうことは利用権を設定した面積が減っているということですよ。更新しなかったとか、自分で取得したとかということになるのかなと思います。理由はわかりますか。

議 長 ○○○○が中間管理機構に移行したとか、○○○○が関係しているとかありますか。

事務局 利用率が下がっていることの原因については、調べていませんのではっきりしたことがわかりませんので、確認して後で回答するという対応させていただきたいと思っております。

議 長 はい、結構です。この回答については、後日お願いします。

泉委員 今回の答弁、調べていないということですが、この数字に対して不思議に思わないのか。もちろん、今、結論が出ないと言うことはそれはそれでいいけれども、これだけ数字が下がっていることに対してどう思っているのか、担当者として。数字が下がっている事実が出ているのだから、原因を調べていないという答弁はもっての他である、おかしく思わないのか。農業に係る行政マンとして、下がっている事実をどう思うのか。

事務局 泉委員さんのご指摘のとおり、平成25年、26年と上がってきていまして、その前からも上がってきていると思っております。その中で平成27年度は4%ぐらい下がっており、今までの傾向から

すると、どうかなと思いますが、原因については改めて確認させていただいてということで、よろしくをお願いします。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございます。

農業委員会事務局職員

局長

澤田 英夫

次長兼農地係長

渋谷 薫

主査

新井 良和

主事

樋口 祥平

農業振興課主任

杉本 正代

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成28年8月29日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀 _____

議 長 森 宏 志 _____

署名委員 塚 田 とよ子 _____

署名委員 鈴 木 吉 明 _____